

所得税と町・県民税の

申告期限は3月15日(水)です!

確定申告と町・県民税の申告期限が近づいています。毎年、申告期限間近は大変混雑しますので、申告を済ませられていない方は早めに申告をお願いします。なお、確定申告書を提出された方は町・県民税の申告は必要ありません。

確定申告は税務署の会場で受け付けますが、簡易なもの(申告書A)については、別表のとおり役場でも受け付けます。

ただし、住宅借入金等特別控除に係る方は必ず税務署へ申告してください。

※町で手続きできる申告内容
所得の種類が給与所得、公的年金などの雑所得、配当所得及び一時所得の方で、予定納税のない方

◎問い合わせ 税務課
☎内線 253・254

申告会場の案内

	税務署での申告	町での申告
申告内容	すべての確定申告	町県民税申告 簡易な確定申告(申告書A) ※住宅借入金等特別控除・各種譲渡所得・繰越損失・青色申告等の方は税務署での申告をお願いします。
場所	平塚駅ビル 6階ラスカホール	役場 4階 第1会議室
受付期間	平成18年3月15日(水)まで 《土・日を除く》 ※ただし、ラスカホールの申告会場は3月27日(月)まで設置しています。この間税務署での受付は行いませんのでご注意ください。	平成18年3月15日(水)まで 《土・日を除く》
時間	<ul style="list-style-type: none"> 申告書作成のアドバイス 午前9時～午後5時 申告書等の配布・收受 午前8時30分～午後5時 	<ul style="list-style-type: none"> 申告書作成のアドバイス 午前9時～12時 午後1時～4時30分 申告書の提出のみ(相談・確認不要の方) 午前8時30分～午後5時

バイクや軽自動車の 廃車等の手続きは 済んでいますか?

軽自動車税(バイクや軽自動車)は、4月1日現在の所有者に課税されます。

下表のとおり、既にバイク等を所有していない場合は、廃車や名義変更等の手続きを3月末日までに行う必要があります。期日までに手続きを行わないと引き続き軽自動車税が課税されますので、ご注意ください。

また、他市区町村へ転出する時もナンバープレートをお持ちの上、廃車手続きを行ってください。

なお、納税通知書は、5月上旬に発送いたします。

※原動機付自転車(125cc以下)の手続きは町役場で行えますが、その他の軽自動車等は次の所で手続きを行ってください。

三輪・四輪(660cc以下)
軽自動車検査協会
☎(54) 8825

二輪(125ccを超えるもの)
湘南自動車検査登録事務所
☎(54) 8908

◇原動機付自転車(125cc以下)等の廃車手続き

内容	必要なもの	手続き場所
<ul style="list-style-type: none"> ○使用しなくなったとき ○他人に車を譲るとき ○町外に転出するとき 	<ul style="list-style-type: none"> ●所有者の印鑑 ●交付を受けた標識(ナンバープレート) ●標識交付証明書 	役場 1階 税務課
<ul style="list-style-type: none"> ○盗難にあったとき ○紛失してしまったとき 	<ul style="list-style-type: none"> ●所有者の印鑑 ●標識交付証明書 ●警察に届け出をした受理番号、届出日、届出警察署名 	

※標識(ナンバープレート)紛失の場合は、弁償金として200円をいただきます。

引き上げのお知らせ 水道料金

県では災害に強い水道づくりのための整備など安全で良質な水を安定して給水するための事業を進めています。

一方、経営状況は4年連続赤字が続く厳しい状況にあり、徹底的な経営改善を行いますが、このままでは事業を継続することが難しくなっています。

そこで、4月から水道料金を引き上げることとなりました。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

◎水道料金の例(2ヵ月につき・消費税等込み)

区分 用途	使用水量 (2ヵ月)	新料金 (円)	現行料金 (円)	差額 (円)
家事用	16m ³ までの場合 (基本水量)	1,491	1,264	227
	40m ³ の場合	4,790	4,034	756
業務用	16m ³ までの場合 (基本水量)	1,491	1,264	227
	100m ³ の場合	19,219	17,140	2,079

◎問い合わせ
県企業庁水道局二宮営業所
☎(71) 8111